# 公共調達の適正化について（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づく随意契約に係る情報の公表（物品役務等）

| 物品役務等の名称及び数量 | 契約担当官の氏名並びにその所属する部局の名称所在地 | 契約を締結した日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由（企画競争又は公募） | 予定価格（円） | 契約金額（円） | 落札率（%） | 再就職の役員の数 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 平成23年度　中小企業相談支援事業委託契約（最低賃金総合相談支援センター） | 愛媛労働局<br>支出負担行為担当官　中島理章<br>松山市若草町4番地3 | 平成23年5月23日 | 愛媛県社会保険労務士会<br>愛媛県松山市萱町4－6－3 | 企画競争を実施して受託希望者から企画書を提出させ、最適と認められる者を契約者と決定することとして、公告を行ったところ、再公示後、1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査をした結果、当該団体が適格であると認められるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。 | 7,220,000 | 6,759,900 | 93.6 | 0 | |
| 平成23年度　中小企業相談支援事業委託契約（最低賃金相談支援コーナー（新居浜市設置）） | 愛媛労働局<br>支出負担行為担当官　中島理章<br>松山市若草町4番地3 | 平成23年5月23日 | 愛媛県社会保険労務士会<br>愛媛県松山市萱町4－6－3 | 企画競争を実施して受託希望者から企画書を提出させ、最適と認められる者を契約者と決定することとして、公告を行ったところ、再公示後、1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査をした結果、当該団体が適格であると認められるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。 | 3,070,000 | 2,877,000 | 93.7 | 0 | |
| 平成23年度　中小企業相談支援事業委託契約（最低賃金相談支援コーナー（今治市設置）） | 愛媛労働局<br>支出負担行為担当官　中島理章<br>松山市若草町4番地3 | 平成23年5月23日 | 愛媛県社会保険労務士会<br>愛媛県松山市萱町4－6－3 | 企画競争を実施して受託希望者から企画書を提出させ、最適と認められる者を契約者と決定することとして、公告を行ったところ、再公示後、1団体より企画書の提出があり、企画評定委員会において企画書の審査をした結果、当該団体が適格であると認められるため、会計法第29条の3第4項（契約の性質又は目的が競争を許さない場合）の規定に基づき随意契約とした。 | 1,900,000 | 1,778,427 | 93.6 | 0 | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |